

varṇa 体制における 4 varṇa 間の関係

——Dharmasūtra を資料として——

渡瀬 信之

はじめに

後期 veda 時代が終わる頃、R̥g-veda 以来の伝統的な祭式中心の世界は、禁欲主義の台頭を一つの大きな契機として社会体制の再編成を迫られた。この事業を担ったのは、伝統世界における最上位の身分を築き上げつつあった brāhmaṇa 層であり、直接には前六世紀から前二世紀頃にかけて編纂された Dharmasūtra の作者たちであった。

彼らは、前代の Brāhmaṇa 時代を通じて徐々に形成されてきた varṇa 体制を継承し、それをさらに理念化することによって正統世界のあるべき姿を確立しようとした。彼らの企てたことは、第一に、4 varṇa を中核とし veda=dharma を最高の価値規準とする絶対的に浄なる世界、最も正統的な世界を理念化すると同時に、それを現実の世界の中に投入し、前者の后者への拡大および浸透を押し進めることであった。この意味において、理念化される正統世界は実世界のモデルとして極めて重大な意味を有した⁽¹⁾。

正統世界の正規の構成メンバーは brāhmaṇa, kṣatriya, vaiśya および śūdra の 4 varṇa から成り、かつそれらは序列化された身分制度のもとに置かれたことは周知の事実である。しかしながら、これまでにおいて、4 varṇa 間の関係と序列の実態がこの体制を理念化した当の Dharmasūtra を資料として検討されたとは言えない。本稿においては、紙数の都合で実態の詳細にまで立ち入ることは出来ないが、4 varṇa 間の基本的な関係と序列の仕組に限って論じること⁽²⁾にしたい。

I 4 varṇa 間の序列

varṇa 体制下における varṇa の序列について、通常我々は、brāhmaṇa—kṣatriya—vaiśya—śūdra という図式をもって理解している。事実、Āpastamba-dharmasūtra (Āp.) はその冒頭において次のように明言する。

「4種の varṇa がある：brāhmaṇa, kṣatriya, vaiśya, śūdra である。これらのうちで、先行するものほど生れに関して優れている。」(1.1.4-5)

このように 4 varṇa の序列が明示されるのは他の Dharmasūtra にはなく、僅かに Gautama-dharmasūtra (Gaut.) が、すべての人間はそれぞれ上位の varṇa に奉仕すべきであると述べるに止まるが⁽³⁾(10.66)、Dharmasūtra 文献の諸所の記述はこの序列が一致して主張されたことを明らかにする。

II 上位 3 varṇa と śūdra の分断

1) śūdra の〈veda=dharma の世界〉からの排除

varṇa の序列は、上に見たように、brāhmaṇa から śūdra まで一列に順番に並べられるが、身分関係の実態はそれほど単純ではない。我々は先ず第一に、上位 3 varṇa 対 śūdra という対立の構図を認めることになろう。

4 varṇa 創造の神話によれば、śūdra は身分の最下位に位置付けられるとはいえ、その出生と社会的機能は他の varṇa と同様に神意によって授けられたのであり、varṇa 体制の繁栄に等しく参与するべく使命づけられていた。しかしながら、忘れてならないことは、Dharmasūtra の作者たちは、veda を最高の権威としかつその veda に源泉を有するとみなされる dharma を最高の価値規準とする絶対的に浄なる正統世界を構築したことである。ひとはいわば〈veda=dharma の世界〉と呼んでもさしつかえないこの世界内に

位置して初めて社会の正式なメンバーとして認められ、人生の真の成就を獲得できるものとされた。ところがこの世界への加入を認められたのは上位 3 varṇa に限られ、śūdra は完全に絞め出された。この世界への加入は、実際には、上位 3 varṇa といえども upanayana によって初めて可能となるのであるが、śūdra は生得的にこの儀式を受ける資格を与えられなかった。Vāsiṣṭha-dharmasūtra (Vās.) は śūdra の upanayana からの排除を次のように理由づける。

「彼〔創造主 Brahman〕は brāhmaṇa を gāyatrī とともに、rājanya を triṣṭubh とともに、vaiśya を jagatī とともに創造した。śūdra についてはいかなる韻律をも添えずに創造した。それゆえに〔śūdra は〕聖別の儀式 (i.e. upanayana) を受ける資格を持たないと〔veda において〕述べられている。」(4.3)

upanayana は、この儀式を受ける子供に対して儀式中に詠み上げられる sāvitṛī を母とし、儀式を執行する ācārya を父として、veda の中への第二の誕生を授けることを最大の目的としている。⁽⁴⁾ sāvitṛī は、brāhmaṇa には gāyatrī 韻律によって、kṣatriya には triṣṭubh 韻律によ⁽⁵⁾って、そして vaiśya には jagatī 韻律によって詠み上げられる。上の Vās. のテキストは、śūdra は創造に際してなんら韻律を添えられなかったがために upanayana に必要な韻律を持たず、それゆえに upanayana を受ける資格を本来的に有しなく、veda の中すなわち理念化された正統世界の中へ加入することが出来ないことを述べようとしている。

śūdra はこうして上位 varṇa から分断され、veda=dharma の世界から排除されることとなった。そして veda=dharma の世界からの排除は、先ず第一に、upanayana が veda の中への誕生を意味することから、正統世界で最も重きをなす veda からの絞め出し⁽⁶⁾となって具体化する。śūdra が近くにいるとき

および śūdra が聴いている時は veda の詠唱を停止せねばならないこと、あるいは śūdra の女と視線が合っただけでも停止せねばならないことが規定される。śūdra の veda からの排除に関してもっとも過激な態度を打出すのは Gaut. の作者である。彼は、śūdra が veda を盗み聴きするときは鉛とラックで耳を塞ぎ、口にする時は舌を切り、記憶する時は身体を切断すべきであると主張する (12.4-6)。

upanayana を受ける資格を与えられず、veda=dharma の世界に誕生することが出来ないことはまた、この世界に位置する者に与えられる能力、資格および特権のすべてすなわち dharma から排除されることをも意味する。Āp. (1.1.6) はその冒頭において「upanayana, veda 学習、祭火の設置および果報をもたらす種々の行為は、śūdra および罪人を除くすべての人々に属する」ことを述べる。ここに列挙される項目は veda=dharma の世界において最も重要視される代表的な価値に他ならず、価値体系そのものを象徴しているといつてよい。すなわち śūdra は śūdra であるがゆえに罪人と同じくその価値体系=dharma から排除されるのである。Vās. (18.15) は、śūdra に dharma を教えてはならず、もしも教えるならばその者は asamvṛtta と呼ばれる tamas 地獄に入ると警告する。

veda および dharma の諸行為からの排除に加えて、śūdra は食べ物の授受の対象から外された。Dharmasūtra は食べ物の授受に関して非常に詳細な規定を張り巡らす、それは veda=dharma の世界における人間関係を明らかにする。記述の対象はもっぱら brāhmaṇa であるが、brāhmaṇa は他人の食べ物を食するに際しては細心の注意を払った⁽⁹⁾。中でも徹底的に忌避されたのは śūdra の食べ物であった。Vās. (6.26-29; 8.17; 10.31) は、祭紐を着け、水壺を手にし、清浄で、śūdra の食べ物を避ける brāhmaṇa は Brahman の世界から脱落しないと讃える一方において、śūdra の食べ物を食べる者は veda

を学び、供犠をし、mantraを低唱しようとも天界に昇らないと警告する。

sūdraの食べ物の忌避はsūdra自身から受取ることのみに止まらない。Āp. (1.18.33)は、たとえvedaに精通するbrāhmaṇaであっても、sūdraの女を妻としているときは彼から食べ物を受取ってはならないことを規定し、またVās. (14.11)は、神々はsūdraの女を妻としている者の食べ物を食しないと宣言する。

sūdraの排除は生活の隅々にまで及んだであろうことは想像に難くない。Dharmasūtraの作者たちによって構築されたvarṇa体制下におけるsūdraの地位は、varṇa体制を担う正規のメンバーとして上位varṇaと同じように創造主によって創造されたときながらも、その実態は上位3 varṇaの隷属者のそれであった。Āp.は、brahmacārinは、ācāryaが困窮している時はugraやsūdraからdakṣiṇāを取り上げてよいと述べ(1.7.20)、またācāryaのためならばいかなる場合でもかまわないとする意見のあることを紹介する(1.7.21)。同じようにGaut. (18.24)もまた、婚姻やdharmaの遂行のために必要である時はsūdraから金品を奪取してもよいと考える。このような地位にあるsūdraが上位3 varṇaと対等であろうとすることは許されなかった。Āp. (2.27.15)は、sūdraが座席、会話、寝台、道路において上位varṇa(おそらくはとりわけbrāhmaṇa)と同等であろうとする時は棒打ちの刑に処せられることを規定する。⁽¹⁰⁾

2) 上位3 varṇa—sūdra間の距離の維持・強化

以上のように、上位3 varṇaとsūdraとの間には決定的な一線が画された。しかしながら、このこと自体はすでにBrāhmaṇaの時代において見出され⁽¹¹⁾、Dharmasūtraの作者たちはそれを継承するに過ぎない。但し、彼らは単に継承するだけでなく、上述のような峻別の明細をより具体的にするとともに、

何よりも、śūdra との境界を維持・強化するシステムを作り上げたことに注目せねばならない。そのような企ては、śūdra との婚姻・交わりの回避と浄・不浄の観念の持込みの中に見ることが出来る。

Dharmasūtra の作者たちは、満場一致で同一 varṇa 婚を理念化⁽¹²⁾する。しかしながら、実際にはかれらは上位 varṇa の男子と下位 varṇa の女子との結婚・交わり (anuloma) についてはこれを認めて⁽¹³⁾いた。この anuloma の原則によれば、上位 3 varṇa と śūdra 女との間の結婚も許されるべきものであった。しかし anuloma は上位 3 varṇa 間においてのみ承認され、上位 3 varṇa と śūdra 女との結婚・交わりは事実上否認された。

śūdra の女を妻とする男は徹底的に非難され、排除された。たとえば Gaut. (15.18) は śūdra の女を妻とする者は祖霊祭から排除されるべきことを述べ、Āp. (1.18.33) は、たとえ veda に精通する śrottriya といえども śūdra の女を妻としている時は彼の食べ物は食すべきでないことを規定し、また Baudhāyana-dharmasūtra (Baudh.) は、brāhmaṇa は śūdra 女の夫となり、井戸からのみ水を得ているときは12年にして śūdra になると宣言する (2.6.32)。

śūdra 女との婚姻に対する忌避は生れる子供にすら及んだ。Baudh. (2.2.7) は、brāhmaṇa が śūdra の妻に子供を生ませることは veda=dharma の世界から落下させる罪 (patanīya) を引き起こし、生まれる子供も同じ罪を背負うと警告する。Gaut. (4.26) もまた anuloma で生れる者たちのうちで śūdra の妻に生れた者を dharma から排除する。brāhmaṇa と śūdra 女との間に生れる者は pāraśava かあるいは niṣāda に分類されるが、Vās. は pāraśava について、生きてはいるが死体と⁽¹⁴⁾同じであるとして不浄視する。

Dharmasūtra の作者のほとんどはこのように śūdra 女を妻にすることを事実上否定するが、しかし少なくとも規則上はそれを認めていた。これに対して Vās. の作者はそれすらをも断

固拒絶する。彼は、mantra の使用を避ければ śūdra の女を娶ってよいとする見解を否定し、もしもそれをすれば家は永遠に衰退し、死後の天界は得られないことを宣告する (1.25-27)。

上位 varṇa と śūdra との間の距離の維持と強化の企てに関して最も注目すべきことは、峻別の規準と正当化のために brāhmaṇa の浄・不浄観が新たに持込まれたことである。すでに見たように、Dharmasūtra の作者たちによって構築された veda=dharma の世界は祭りの場と同様に徹底した浄の場とされた。上位 varṇa は upanayana によってこの浄の場に入ることが許されたのに対して、śūdra はそれを許されず不浄のままに取り残された。そしてそのことは諸々の śūdra 排除の根拠となった。例えば次の例はその典型である。

「śūdra および patita の両者は死体置場と同様に扱われる。」

(Āp. 1.9.9 ; also Vās. 18.11)

「それゆえに śūdra の近くで〔veda の〕学習はなされるべきではない。」

(Vās. 18.12)

死体置場は不浄であり、patita もまた、重大な罪を犯して罪の汚れに汚染され、その結果 veda=dharma の世界から落下した不浄な人間である。śūdra がこのようなものと併記されることは、śūdra は śūdra であるということ自体で本来的に死体置場あるいは patita と同様に不浄視されていることを意味する。そして不浄であるがゆえに śūdra は veda から遠ざけられねばならないことを上述のテキストは述べようとする。

Dharmasūtra の作者たちによって śūdra の排除に浄・不浄観が持込まれたことは、上位 3 varṇa 対 śūdra の分断にこれまでになかった論拠を提供するとともに、varṇa 間の関係の全体そのものに新たな展開をもたらすことになった。upanayana 資格の有無によって上位 3 varṇa の浄/śūdra の不浄という図式が成立することになる

が、不浄は sūdra の回りに集中し、後に見るように清浄は brāhmaṇa の回りに集中している事実を見れば、Dharmasūtra においては、brāhmaṇa の浄/sūdra の不浄というのが実際の構図であったことが分る。後代において、カースト間の関係は浄・不浄を主要な基軸とするに至るが、それは、まず最初に brāhmaṇa と sūdra の 2 varṇa の間に起こった二極分解を出発点としていると考えられよう。

3) veda=dharma 世界の一員としての sūdra

さて、sūdra は上位 varṇa から徹底的に排除されたが、一定の条件下においては sūdra もまたかろうじて上位 varṇa の世界への参入を認められた。sūdra の svadharmā は上位 varṇa への奉仕であるが、この svadharmā は理念的なものであり、sūdra のすべてが必ずしもそれを職業・生計手段としていたわけではない。Dharmasūtra の作者たちは、svadharmā に忠実な sūdra に対しては比較的寛大で、彼らの上位 varṇa 世界との接触を認めようとしたかのようである。

Āp. あるいは Baudh. は、上位 varṇa に仕え、彼らの監視下にある sūdra については、上位 varṇa と同じように ācamana の清めを行なうこと (Baudh. 1.10.20 ; Āp. 2.3.5)、頭髮、髭、爪の手入れをすることを認め (Baudh. 1.10.20 ; Āp. 2.3 ; 8)、vaiśvadeva のための料理を作ることも許した (Āp. 2.3.4)。また sūdra から食べ物を受け取ることは徹底的に避けられたが、彼らのような sūdra については、窮迫時 (āpad) に限っては受けてよいとされた (Āp. 1.18.14-15)。Gaut. (10.53 ; 61 ; 64 ; 65) もまたおそらくはそのような sūdra を予想しているのであろうが、祖霊祭や pākayajña の実行、mantra の代りの namas の発声、そして仕事が出来なくなったときの主人に扶養される権利を認める。さらには、人生の第十段階を生きる sūdra は brāhmaṇa からすら挨拶 (abhivādana) による敬意を受け得るとみなした (Āp. 1.14.29)。

III 上位 3 varṇa 間の関係

1) varṇa 間の枠組みの固定化：排他的関係の萌芽

śūdra が veda=dharma の世界から排除されるのに対して、上位 3 varṇa のすべては等しくその世界の枠内に位置する権利と義務を享受した。それゆえに上位 3 varṇa は、対 śūdra という限りにおいてはほとんどの場合ひとまとまりとして取り扱われる。しかしそのことは、上位 3 varṇa がひとつの枠組みとして機能したことを意味しない。Dharmasūtra の作者たちは、brāhmaṇa, kṣatriya, vaiśya のそれぞれを独立の枠組みとして組み立て、しかも各枠組みの間の境界を固定することを意図した。この企てはすでに前代の Saṃhitā および Brāhmaṇa 文献の中に見て取られる。例えば、Pañcaviṃśa-brāhmaṇa (6.1-11) は、brāhmaṇa は創造主の口から生れたがゆえに言葉によって彼は強力であり、kṣatriya は腕から生れたがゆえに彼の力は腕にあり、vaiśya は中心すなわち男根から生れたがゆえに家畜に富み食されても減じることはなく、brāhmaṇa と kṣatriya によって食の対象とされ、そして śūdra は足から生れたがゆえに足を洗うことしかないことを述べる⁽¹⁶⁾。

おそらく varṇa の枠組みは歴史的に徐々に形成されつつあったのであろうが、枠組みを固定しようとする動きの背後には R̥g-veda 以来の長い svadharma の思想の伝統があったであろうことを見逃すわけにはいかない。R̥g-veda の詩人たちは、世界に存在するいっさいは宇宙秩序の中で特有のポジションと特有の機能を有しているとみなし、そのことは宇宙秩序 rta に源泉を発する svadharma に従って決定されていると考えた。初めこの思想は神界や自然界において意識されるが、やがて Brāhmaṇa から Upaniṣad の時代にかけて次第に人間界に拡大適用されるようになった。上に見た Pañcaviṃśa-brāhmaṇa のテキストは、宇宙秩序 rta を創造主に置き換えているが明らかに伝統的な svadharma の思想の延長線上にある。Dharmasūtra の作者たちもまたこの思想を継承していた。彼らは、varṇa 体制の確立と強化を企てた時、varṇa の枠組み

の固定化のための強力な武器としてこの思想を最大限に利用したことは疑いない。

Dharmasūtra の作者たちにおいてもっとも際立つのは、Brāhmaṇa においてははまだ曖昧にしか表現されなかった人間と svadharma との関係、すなわちそれぞれの varṇa は社会の中で特有のポジションを有し、特有の社会機能を分担しているという思想を、具体的な各 varṇa の天職ないしは正業としての職業に結びつけ、varṇa 体制の中で実際化しようとしたことである。Baudh. は次のように言う。

「Brahman は実に veda を守護するために brāhmaṇa に対して veda の学習とその教授、自己と他人のために供犠すること、贈物をする事および受取ることとともに自らの偉大さを授けた。」(1.18.2)

「kṣatriya に対しては武の繁栄のために〔veda の〕学習、供犠をすること、贈物をする事、武器、庫および万物の守護とともに力を授けた。」(1.18.3)

「vaiśya に対しては仕事の繁栄のために、〔veda の〕学習、供犠をすること、贈物をする事、農業、商業、牧畜とともに〔仕事の力を授けた〕。」(1.18.4)

「śūdra には先行する varṇa への奉仕〔を授けた〕。」(1.18.5)

ここには、創造主の神意によって、brāhmaṇa は知、kṣatriya は武、vaiśya は経済、śūdra は奉仕を社会機能として分担し、かつそれぞれの社会機能を brāhmaṇa は veda の教授、供犠の執行および贈物を受取ること、kṣatriya は武器によって万物を守護すること、vaiśya は農業、商業および牧畜業、そして śūdra は上位 varṇa に奉仕するというそれぞれの正業を通して実践するように定められていることが述べられる。この点については、表現こそ異なる⁽¹⁸⁾すべての Dharmasūtra において一致する。

Dharmasūtra においては明言されないが、各 varṇa に与えられ

た社会機能ないしは天職・正業は、創造主の神意によるものであるがゆえに神聖にして不可侵であるとみなされたと考えて間違いない。なぜならば、上述の R̥g-veda 以来の svadharma の思想のなかにそれがあつたし、さらに、Dharmasūtra に続く Manu-smṛti (10.97) において、他者の svadharma (正業) が完璧に実行されるよりは、不完全でも自己の svadharma が実行される方がましであり、他者の svadharma に従って生きる者は即座にその生れ (jāti) を失うと述べられているからである。各 varṇa は神意に基づく固有の天職・職業に服し、かつそれらを互に侵してはならない限り、varṇa 間の境界は固定され、強化されることになる。

varṇa の枠組みの固定化のために機能した他のひとつは同一 varṇa 婚の理念である。実際には、前に触れたように、Dharmasūtra の作者たちの現実主義から一定の条件下での異 varṇa 間の婚姻が合法化されるが、彼らは veda=dharma の世界を作り上げるに際して一致して同一 varṇa 婚の原則を主張した。この理念が実現されて初めて varṇa の枠組みが固定されることはあまりにも明白である。さらにこの理念は前述の各 varṇa による社会機能の分担の思想と対をなし、後者の実現は前者の理念の遵守なくしては成り立ち得ないことも明らかである。

以上のように、Dharmasūtra の作者たちは、上位 3 varṇa と śūdra との間のみならず、上位 varṇa の間にも各 varṇa 間の境界の保持と強化を図ろうとする。但し、前者の境界確定に浄・不浄の思想が導入されたのに対して、後者の間の境界強化に関してはそれはなされず、もっぱら同一 varṇa 婚と互に不可侵な正業の固定化を通してなされた。

ところでこのような境界の強化は当然に varṇa 間の関係を排他的なものにする。しかしながら、排他関係をよく見ると、それは絶対的な排他関係ではなく上に閉鎖的で下に開放的な関係であることに気がつく。この事実は先ず正業に関する規則より知られる。各 varṇa は、どうしてもそれぞれの正業によって生活することが不可能な時は窮迫時の規則 (āpad-dharma) に従って他 varṇa の正業に

従事することが許されるが、その際、各 varṇa は下位の varṇa のそれに従事してよいが、決して上位 varṇa のそれに従事してはならないことが規定される。また、同一 varṇa 婚によって成立する排他的関係は、実際には、上位 varṇa の男子と下位 varṇa の女子との婚姻・結合 (anuloma) の容認および下位 varṇa の男子と上位 varṇa の女子との婚姻・結合 (pratiloma) の否定によって、同じく上に閉鎖的で下に開放的な関係であることが知られる。⁽²¹⁾⁽²²⁾

2) brāhmaṇa の優越：〈veda=dharma 世界〉の支配

Dharmasūtra の作者たちは、一致して、3 varṇa と śūdra を峻別しかつ上位 3 varṇa の間にも varṇa の枠組みの固定化を図るとともに、varṇa 間の序列化を推し進めた。そしてその序列化の中で brāhmaṇa の最上位が主張されたことは言うまでもない。次に示す二つのテキストはそのことを最も端的に述べる。

「王は brāhmaṇa を除くいっさいを支配する。」(Gaut. 11.1)

「brāhmaṇa は veda を富ます。brāhmaṇa は苦境を救う。それゆえに brāhmaṇa は食の対象とならない。soma が彼の王であると〔veda に述べられている〕。」(Vās. 1.45)⁽²³⁾

ここには王の支配力を認めながらその上に brāhmaṇa を位置させようとする思惑が明らかに認められる。他にも、Gaut. (11.7) は、人々に王の下座で王に敬意を表することを求める一方において brāhmaṇa をその例外にしようとしたし、また道の優先権を王に与える一方において brāhmaṇa と出会った時は王が道を譲るように求める。⁽²⁴⁾

Dharmasūtra の作者たちは brāhmaṇa の最上位をさまざまな面から正当化し、強化しようとする。すでに見たように、生れの最優秀を誇示することもそのひとつであったろう。しかしながら、彼らを varṇa 体制の最上位に位置させようとする最大の画策は、varṇa 体制そのものを彼らの価値に従って組み立てたこと、すなわち

veda=dharma の世界を作り上げたことであった。すでに述べたように、veda=dharma の世界は、祭りの場と同様に絶対的に浄でありかつ veda=dharma を最高の価値規準とする世界であったが、そのことは必然的に brāhmaṇa がその世界の支配権を握ることを意味した。

まず第一に、ひとはこの veda=dharma の正統世界に位置しなければならないが、加入するために不可欠な upanayana の儀式的執行は brāhmaṇa が独占した。このことは brāhmaṇa なくしては正統世界に入り得ないことを意味したし、さらには、upanayana は生みの母を sāvitṛī, 父を ācārya とする第二の誕生とみなされたことから、ācārya すなわち brāhmaṇa⁽²⁵⁾ は、人々にとってそして王にとってすら父たる存在であった。

upanayana によって誕生する veda=dharma の世界は徹底した浄の場とされた。浄・不浄は正統世界の内側と外側とを峻別する根本的な基準であり、この世界内に位置し続けるためには常に清浄を保持している必要があった。それにも係わらずひとはその日常生活において絶えず汚れによって汚染される危険に直面しており、もしも汚染された時は速やかに清めを行ない清浄を回復して正統世界内に復帰することは必須であった。それゆえに、浄性の高さや浄・不浄に関する知識の有無はこの世界における地位を左右した。Dharmasūtra の作者たちはなるほどこの浄の世界に加入する資格を上位の 3 varṇa に等しく開放した。しかしながら、彼らは浄性の高さや清めに関する知識を brāhmaṇa に独占させた。

彼らによれば、brāhmaṇa に浄性を付与しているのはほぼ brāhmaṇa の占有物といってもよい veda の学識、苦行そして mantra の低唱 (japa) であるとみなした。Vās. (25.3-27.9) はこれらが如何に優れた浄化力を有するかについてスペースを割いて説き、その中でこれらの浄化手段を持つ brāhmaṇa の浄性の高さを次のように讃える。

〔veda の〕学識および苦行と結合し、〔mantra の〕低唱を常

とする brāhmaṇa は、たとえ絶えず罪ある行為をなそうとも罪は付着しない。」(26.19)

「これらの〔三つの〕世界を破壊し、またどこから〔得た食べ物でも〕食するとしても、 Ṛg-veda を保持する brāhmaṇa はいかなる罪をも得ない。」(27.3)

veda および苦行は brāhmaṇa にすぐれた浄化力を付与するが、brāhmaṇa の浄性は生得的ですらあるとみなされていたかのようである。Baudh. (1.9.9) あるいは Vās. (14.24) は、brāhmaṇa は brāhmaṇa であることによって神々によって三種の清めの手段 (pavitra) ——知らないこと、水で洗うことおよび言葉で讃えること——を授けられていると述べる。これらのうち、とりわけ、最後に述べられる清めの手段は brāhmaṇa にのみ固有のものである。古来 brāhmaṇa によって発せられる言葉には呪力があると信じられていたことはよく知られているが、dharma 文献の作者たちは、その呪力は浄化力を有し、しかもそれは神から授かった brāhmaṇa に生得的なものとみなしたのであった。それゆえに、例えば、veda を学ぼうとする者が不浄視される月経中の女と話をせねばならない時は先ず brāhmaṇa と話をしてから彼女と会話し、話し終わったら再度 brāhmaṇa と言葉を交わして veda の学習に入ること (Āp. 1.9.13), また蛮族 (mleccha), 不浄な人間, dharma に従わない人間と話をしたときも、清めのために brāhmaṇa と言葉を交わすべきであること (Gaut. 9.17-18), あるいはまた衣服や毛髪や虫によって汚された食べ物は食すべきでないが、それらを取り除き、水で洗い、灰を降り掛けそして brāhmaṇa の言葉で讃えられたならば食してもよいこと (Vās. 14.23-24) などが告げられる⁽²⁶⁾。

brāhmaṇa 以外の人々でも浄の世界内に位置しようとする限り、不浄は致命的であり、汚れに冒されたときの清めに重大な関心を持たざるを得ない。しかしながら、清めに関する知識は brāhmaṇa の手に独占されており、汚れによって汚染されたときの清めについてはもっぱら brāhmaṇa の指示を仰がねばならなかった。後に見

るように、dharmaの教示はdharmaに精通するbrāhmaṇa (dharma-vid)の専有権であったが、浄・不浄についての指示はそれの中心をなすものであった。⁽²⁷⁾

このようにbrāhmaṇaは浄性の高さと浄・不浄に関する知識の独占をもって浄の世界に君臨するが、それに加えて、Dharmasūtraの作者たちは、veda=dharmaの世界における最高の権威、最高の価値規準とされたvedaとdharmaをもbrāhmaṇaに独占させる。彼らはveda学習をśūdraを除く全varṇaの必修と定めてvedaを自らの手から開放する。しかしながら、その開放を単純に彼らの寛大さの証と見ることは出来ない。開放の一方において、彼らは、すでに見たように、vedaの教授は神意によって授けられたbrāhmaṇaの神聖な使命であるとしてその教授権をbrāhmaṇaに独占させる。vedaが人々に開放され、一方においてbrāhmaṇaがその教授権を独占したことは、人々がvedaの最高権威に服する限り、必然的に、brāhmaṇaの権威に服することを意味した。

さらに、正統世界における実際の価値体系はvedaに源泉を有すると信じられているdharmaによって示されるが、それの人々への宣示権は、同じように、vedaに精通しそれゆえにdharmaをも最もよく知るとみなされたbrāhmaṇaに独占された。Baudh. (1. 1.7-16)は、スペースを割いてどのような者によってdharmaが宣示され、どのような者によってされるべきでないかを詳説する。その中で次のように言われる。

「Dharmasūtraという戦車に乗り、vedaという剣を携えるbrāhmaṇaが宣示するdharmaはたとえ冗談であっても最高〔のdharma〕であると言われている。」(1.1.13)

dharmaの宣示権を独占することはvarṇa体制の価値体系を支配することであるが、そのことは同時にvarṇa体制の秩序そのものを支配することであった。Gaut. (11.31)は「varṇaとāśramaを守るのは〔第一に〕ācāryaの教えであるが、〔それが守られないと

きは王の] daṇḍa が守るであろう」と述べる。varṇa と āśrama は理念化される varṇa 体制の秩序を象徴しているが、その秩序は第一に「ācārya の教え」すなわち veda および dharma の教育と普及の如何に掛かっているものであり、王の役割は第二次的でしかないことを同テキストは宣言する。⁽²⁸⁾

「3 varṇa は brāhmaṇa の教えにしたがって行動する。brāhmaṇa は dharma を宣示すべし。そして王は dharma にしたがって統治する。」

Vās. のこのテキスト (1.39-42) は、理念化された varṇa 体制すなわち veda=dharma の世界における brāhmaṇa の地位を最も鮮明に表明していると言えよう。

3) kṣatriya の地位

Dharmasūtra においては kṣatriya はこの varṇa 集団の頂点にたつ王によって代表され、varṇa としての kṣatriya の実態についてはいっさい語られない。Dharmasūtra の作者たちは、varṇa 体制下における王の地位を、「王は brāhmaṇa を除くいっさいを支配する」(Gaut. 11.1) という言葉に象徴されるように、brāhmaṇa の下位、他 varṇa の上位に位置させようとする。

しかしながら、王が統治者としての權威を有していたことは厳然たる事実であり、この事実は varṇa 体制を自らの価値観のもとに理念化しようとする brāhmaṇa にとっては放置できない脅威であったかもしれない。正統世界を代表する brāhmaṇa たちは、前代の Brāhmaṇa の時代から王を彼らの陣営に引き入れ、彼らとの協力体制による世界作りを企ててきた。Dharmasūtra の作者たちもこの方針を受け継ぐが、彼らにとっての王との協力体制は、あくまでも彼ら主導のそれではなければならなかった。その図式は前項において見た通りである。

brāhmaṇa 主導の統治体制は purohita の任命にも現れる。Dhar-

masūtra の作者たちは、王に対して学識、家柄、言語、容姿、年齢、性格に優れ、正しい生活をし、自制力のある brāhmaṇa を purohita に任命し、その助力のもとに彼の業務を遂行すべきことを勧告する。⁽³⁰⁾そしてその理由として、brāhmaṇa の助力を得た時に kṣatriya は栄え、朽ちないという古くからの伝承を持ち出す。⁽³¹⁾

brāhmaṇa は裁判の領域においても王を牽制する。紛争の裁定は王によってなされるが、brāhmaṇa は実質的に裁判をも主導しようとする。王は、裁定にあたっては学識その他を具える brāhmaṇa を補佐役 (sabhāsad) に任命し、彼らと相談しながら紛争を解決するように勧告される。⁽³²⁾Gaut. (11.26) は、そのようにするとき王に至福があると述べる。さらに懲罰権についても王と brāhmaṇa はそれぞれに刑罰および贖罪の決定を分担した。⁽³³⁾とりわけ brāhmaṇa の懲罰については学識高い brāhmaṇa もしくは彼らによって構成される pariṣad が大幅に権限を行使したかのようなのである。

以上のように、王は本来王の職務であるはずの統治の領域においても brāhmaṇa との協力体制を強いられた。しかし万物の守護を創造主の神意によって与えられた天職とする王の役割と地位は支配者としてのそれであったことに変りはない。実際、現実に varṇa 体制、veda=dharma の世界の秩序を守り得るのは王のみであり、brāhmaṇa とてその事実は認めざるをえなかったようである。⁽³⁴⁾Vās. (19.7-8) は次のように言う。

「王は、deśadharmā, jātidharmā, kuladharmā に従って 4 varṇa をそれぞれの svadharmā に位置せしむべし。彼らが (svadharmā より) 逸脱する時は罰すべし。」

varṇa 体制下における王の地位と役割は治安の確保を主任務とする秩序維持者としてのそれが際立つが、決してそれだけではない。王は、他に 4 varṇa の保護者としての地位を担った。そのような職務のひとつは人々の扶養である。brāhmaṇa の śrotriya の扶養が第一であるが、⁽³⁵⁾brāhmaṇa 以外の者でも生活力のない者 (Gaut. 10.

10), 免税者 (Gaut. 10.11)⁽³⁶⁾ あるいは去勢男や狂人 (Vās. 19.35) 等を扶養するべきであった。また未成年者の財産管理 (Gaut. 10.48) あるいは所有者不明物の管理 (Baudh. 1.18.16; Vās. 16.19-20) もまた王の義務であった。

王は varṇa 体制の秩序を守り、人々を守護することを使命とするが、それに対する報酬として税の徴収権を与えられた。Vās. (1.42-43) は次のように言う。

「王は dharma に従って統治する時、富の 1/6 を取得してよい。ただし brāhmaṇa を除く。⁽³⁷⁾」

王は様々な形で税を徴収したようである。Dharmasūtra はこの種の主題に大きな関心は払わないことから、税についての記述は単なる目安でしかないが、海上交易品に掛けられる関税 (Baudh. 1.18.14-15), 河を渡るに際しての渡河税 (Vās. 19.25), 河, 干し草, 火葬場あるいは山を使用する際の利用税 (Vās. 19.27), また職人から毎月徴収する税 (Vās. 19.28) などが言及される。

Dharmasūtra の作者たちは, varṇa 体制を理念化する際に, 王に対しては brāhmaṇa の下に位置づける一方, brāhmaṇa の主導による王との協力体制を画策し, そのもとでの王の varṇa 体制の守護者としての支配的な地位を保証しようとしたと言ってよいようである。

4) vaiśya の地位

vaiśya が varṇa 体制の中でどのような存在であったかについてその詳細は不明である。前代の Brāhmaṇa 文献においてもそうであったが, Dharmasūtra の作者たちも vaiśya にはほとんど関心を示さない。Brāhmaṇa 文献において語られる限りにおいては, vaiśya は brāhmaṇa および kṣatriya とともに供犠を行なう資格を与えられ, śūdra のように社会的に排除されていなかった。しかし上位 2 varṇa とは確実に一線を画されたようであり, Brāhmaṇa

文献は vaiśya が両 varṇa によって食われる存在であることを強調する。⁽³⁸⁾

Dharmasūtra の作者たちは、vaiśya のこのような基本的な地位を引き継ぐが、varṇa 体制を作り上げるに際して、その体制下における vaiśya の地位と役割をより明確にしたと言ってよいようである。先ず第一に、vaiśya は、単に上位 varṇa によって食われる存在ではなく、創造主の神意によって農業・商業・牧畜を中心とする経済活動を社会機能として分担する存在として位置付けられた。さらに、vaiśya は上位 2 varṇa とともに upanayana の資格を与えられ、veda=dharma の世界のメンバーとしての地位を保証される。そのことは、創造主によって授けられた三つの最も基本的な dharma, veda を学ぶこと (adhyayana)、供犠をすること (yajana) および贈物をする事 (dāna) を brāhmaṇa, kṣatriya とともに共有することの中に端的に示される。

vaiśya は、職業別に集団化され、かつ集団としての独立性を保持していたようである。Gaut. (11.21) は、農民、商人、牧畜者、金貸し、職人はそれぞれの集団 (varga) の紛争を裁定する権限を有することを認める。また veda の教授権は brāhmaṇa によって独占されたが、それは限定つきであるが kṣatriya のみならず vaiśya にすら認められた。brāhmaṇa は āpad においては kṣatriya あるいは vaiśya のもとで学んでよく、彼らが ācārya である間は彼らの後に従うことが規定されている。⁽³⁹⁾

このように、vaiśya は varṇa 体制と veda=dharma の世界の中で、前代の Brāhmaṇa 時代よりもよりはっきりとした正規のメンバーシップを与えられた。しかしながら、支配層を形成する brāhmaṇa および kṣatriya とは前代と同様に一線を画され、一方 sūdra との境界線は、実際には、先に見たほどに厳格ではなく、vaiśya の veda=dharma の世界におけるメンバーシップは綱渡りのなものであった。その原因は vaiśya の本質が仕事もしくは労働にあったことであろう。⁽⁴⁰⁾「食われる」という表現は変えられるが、vaiśya は仕事によって得られた利益の一部を bali あるいは śulka と呼ば

れる税として王に対して納めさせられた。王に仕事をもって奉仕するという点では śūdra も同様で、職人あるいは肉体労働者は毎月王のために仕事をすべきことが Gaut. (10.31-32) によって規定される。vaiśya も śūdra もともに仕事もしくは労働を本質としているがゆえに同種とみなされがちであったろうことは、所有権の発生原因に関連して、両 varṇa はひとまとめに扱われ、仕事による儲け (nirviṣṭa) が両 varṇa に特有の所有権発生の原因であると指摘されることから知られる (Gaut. 10.40)。また、「kṣatriya は自らの苦境を腕力によって乗切るべし。vaiśya と śūdra は富によって、そして dvija の最高者は japa と homa によって〔乗切るべし〕と述べる Vās. (26.16) のテキストも、vaiśya と śūdra が仕事と富を彼らの存在の基盤とするがゆえに同類に扱われることを示している⁽⁴¹⁾。

IV varṇa の移動

Dharmasūtra の作者たちは、上位 3 varṇa と śūdra との境界を峻別するのみならず、上位 3 varṇa を含めて、varṇa の枠組みの固定化と境界の維持・強化を図った。このことは彼らの varṇa 体制確立に際しての最重要課題であった。しかしながら、彼らは、生れによって一度所属した varṇa は永遠に保持されるものとはみなさず、varṇa の上昇・下降の移動を認めた。Gaut. は次のように言う。

「7代が経過した時、上昇あるいは下降によって他の varṇa に行く。」(4.22)

「ācārya たちは 5代経過した時〔と言う〕。」(4.23)

Gaut. (4.24) は、この規則は 4 varṇa 間の通婚によって生れた者たちにも等しく適用されるとみなす。こうした varṇa の移動は、確かに Manu-smṛti 以降は varṇa 体制のシステムとして考えられた形跡があるが⁽⁴²⁾、Dharmasūtra においてはいまだそのようなことはなく、それは主として再生の思想と結びつけられて倫理的に利用

されたに過ぎないようである。⁽⁴³⁾ Āp. は、劣等の varṇa であっても dharma を行なうことによって再生に際して次々と上位の varṇa を獲得すること (2.11.10), また上位 varṇa であっても adharmā を行なえば再生に際して徐々に下位の varṇa に移ることを述べ (2.11.11), 特に後者の具体的な例証として, brāhmaṇa, kṣatriya, vaiśya は、泥棒や abhiśasta となると、あの世で限られた幸福のない生活を送った後、brāhmaṇa は candāla, kṣatriya は paul-⁽⁴⁴⁾kasa, vaiśya は varṇa として再生すると警告する (2.2.6)。

結 語

Dharmasūtra の作者たちは、varṇa 体制における 4 varṇa の関係を、brāhmaṇa—kṣatriya—vaiśya—śūdra と序列化する。しかしながら varṇa 間の関係はこの図式ほどには単純ではない。varṇa の序列もしくはそれらの間の関係を理解するためには、varṇa 体制が最も正統的な brāhmaṇa の価値観に従って組み立てられたこと、すなわち veda=dharma を最高の権威・価値基準とする絶対的に浄な世界が正統世界として理念化されたことを知ることが不可欠である。そしてそのような理念化はとりもなおさず、brāhmaṇa の主導権の確立を画策するものであった。

先ず第一に、この世界が浄の世界であるとされたことにより、この世界内に位置し得る上位 3 varṇa と外に追出された śūdra の対立関係が図式化される。しかしながらそれは、実質的には、浄性と浄の知識を独占することによって最上位の位置を確保する brāhmaṇa と浄から排除されて最下位に押込まれた śūdra との対立関係として先鋭化する。

また、veda=dharma を最高の権威とする世界を作り上げて、veda および dharma を brāhmaṇa が独占したことは、この世界における彼らの最上位者としての地位を確立すると同時に、王・kṣatriya を veda=dharma すなわち brāhmaṇa の下位に位置させることを意味した。しかしながら varṇa 体制の実際の統治は前者に委ねられるしかなく、この意味において、brāhmaṇa は王に協力

関係を結ぶことを迫り、前代からの二頭支配体制の継続を目論んだ。vaiśya は、上位 2 varṇa とともに veda=dharma の世界を共有する特権と第三位の地位を与えられるが、労働と富を本質としたことは śūdra との実際上の差異を縮め、vaiśya の地位を不安定なものにした。veda=dharma の世界における śūdra の命運はすべて upanayana からの排除によって決った。śūdra は上位 varṇa に仕えて正業を全うする者を除けば、不浄の存在としていっさいの社会的な能力と資格および権利を剥奪され、時には上位 varṇa とりわけ brāhmaṇa の取奪を受入れることすら求められた。

Dharmasūtra において見られる varṇa 間の関係と序列は単純に brāhmaṇa から śūdra まで順序よくきれいに並べられるものではないとはいえ、varṇa の枠組みの固定化は varṇa 体制の基本方針であったことは間違いない。しかしながら、本稿においては紙数の都合で省かざるを得なかったが、この枠組みの固定化は日常の行動の様式をも巻き込むものと考えてはならない。Dharmasūtra において確かに一部の儀礼あるいは刑罰の量刑等に関して varṇa は区別されるが、そのことは Dharmasūtra の作者たちが 4 varṇa のそれぞれに応じた特有の行動の準則を定めようとしたことを意味しない。日常の生活に関しては、むしろ彼らは brāhmaṇa の行動の準則を確立し、それをモデルとして他の varṇa に拡大、浸透することを狙っていたと理解してよい。

正統世界の再編成を意図した Dharmasūtra の作者たちの企ては、およそ紀元前後に編纂されたとみなされている Manu-smṛti に継承される。Manu-smṛti は、Dharmasūtra の作者たちの企てをより体系的に整理したが、そのことによってその後の正統世界の社会体制と価値観はほぼ確定したと⁽⁴⁵⁾言ってもよい。

註

- (1) 渡瀬信之「ブラーフマニズム社会の形成——Dharmasūtra において見られるヴァルナ体制の思想」『文明』（東海大学文明研究所）第 50 号，1987，pp. 5-25 参照。

- (2) *Samhitā*, *Brāhmaṇa*, *Śrauta*-, *Gṛhya-sūtra* 文献に基づく 4 *varṇa* の関係については, see A. Weber, *Indische Studien* X, Leipsig, 1863, pp. 4-35. *Manu-smṛti* における 4 *varṇa* の関係については, see E. W. Hopkins, *The mutual relations of the four castes*, New Delhi, 1979 (2nd reprint). *varṇa* 間 の関係に注意を払いながらそれぞれの *varṇa* の実態について詳細に論じる次の論文をも参照: 山崎元一「古代インドのバラモン——自己主張と仏教側からの批判——」*国学院雑誌*90-6, 1987, pp. 1-17; 同「古代インドのバラモン——窮迫時の法をめぐって——」*東洋学報*69/1-2, 1988, pp. 1-26; 同「古代インドの武士階級クシャトリカについて」*国学院雑誌*91-11, 1990, pp. 1-24; *sūdra* については, 同『古代インド社会の研究』刀水書房, 1987, pp. 299-376.
- (3) 同一趣旨については他に, *Āp.*1.13.2; 1.1.7; *Gaut.*2.1.59 (*Ānandāśrama* edn., Jolly になし).
- (4) *Vās.* 2.3-4; also *Baudhāyana-dharmasūtra* (*Baudh.*) 1.3.6; *Gaut.* 1.8.
- (5) *Baudh.* 1.3.11; Cf. *Śaṅkhāyana-grhyasūtra* 2.5.4-7.
- (6) *Āp.* 1.9.6-11; *Vās.* 18.12-13; *Gaut.* 16.19.
- (7) *Baudh.* 1.21.15.
- (8) *Āp.* 1.9.11-12.
- (9) *Baudh.* 1.5.9, *Āp.* 1.18.9, *Gaut.* 17.1.
- (10) See also *Gaut.* 12.7.
- (11) A. Weber, *op. cit.*, pp. 4-6; P. V. Kane, *History of Dharmaśāstra*, II, pp. 33-36.
- (12) 渡瀬信之, 前掲論文, pp. 7-8.
- (13) *Āp.* のみは *anuloma* をも認めないようである。See P. V. Kane, *op. cit.*, II, pp. 52-53.
- (14) <*pāraśava*> *Baudh.* 1.17.4; *Gaut.* 4.16; *Vās.* 18.9; <*niṣāda*> *Baudh.* 1.17.3.
- (15) *sūdra* が不浄視されて排除される例については他に, *Āp.* 1.17.1; *Gaut.* 9.11.
- (16) Cf. *Taittirīya-samhitā* 7.1.1.4-6; U. N. Ghoshal, *History of Indian Political Ideas*, Oxford, 1966, p. 22.
- (17) 渡瀬信之「法典の成立とその思想」『岩波講座・東洋思想第五巻・インド思想 I』岩波書店, 1988, pp. 113-121.
- (18) *Gaut.* 10.2; 7; 49; 56-57; *Vās.* 2.13-20; *Āp.* は明記しない。

- (19) 渡瀬信之, 前掲書, pp. 115-116.
- (20) Cf. Gaut. 11.29.
- (21) Vās. 2.22-23; Also Gaut. 7.6-7; Āp. 1.20.11.
- (22) varṇa 間の混血の問題については, 山崎元一『古代インド社会の研究』pp. 379-411.
- (23) Śatapatha-brāhmaṇa 5,4.2.3.
- (24) Gaut. 5.24-25; Āp. 2.11.5-6.
- (25) Āp. 2.4.24; also Baudh. 1.3.41; Gaut. 7.1.
- (26) Also Gaut. 17.38; brāhmaṇa の浄性が生得的であることについては他に Baudh. 1.6.2.
- (27) Baudh. 1.1.15; also Āp. 2.10.12.
- (28) Also Gaut. 11.9-11.
- (29) A. Weber, op. cit., pp. 26-35.
- (30) Gaut. 11.12-13; also Baudh. 1.18.7-8; Vās. 19.3-6.
- (31) Gaut. 11.14; Cf. Śatapatha-brāhmaṇa 4.1.4.4-6.
- (32) Vās. 16.2; Gaut. 11.25; 13.26; Āp. 2.29.5; also Baudh. 1.19.8.
- (33) Vās. 20.3; Āp. 2.10.12-16.
- (34) See also Baudh. 2.7.5; Gaut. 11.9-10.
- (35) Āp. 2.25.9-10; 2.26.1; Gaut. 10.9.
- (36) 免税者のリスト: Vās. 19.23; 24; 37.
- (37) See also Baudh. 1.18.1; Gaut. 11.11; brāhmaṇa の免税については, Vās. 1.44-46を参照。
- (38) P. V. Kane, op. cit., pp. 41-42.
- (39) Āp. 2.4.26-27; see also Baudh. 1.3.41; Gaut. 7.1.
- (40) Baudh. 1.18.4.
- (41) 他に vaiśya と śūdra が同類とみなされるテキスト: Baudh. 1.20.15。さらに vaiśya によって従事される様々な職業の中には金貸しのように brāhmaṇa の規準から見て不浄視されあるいは忌避される種類のものも多かったことも, vaiśya の地位を不安定なものにしたであろう。
- (42) 山崎元一, 前掲書, p. 394 および註(20)参照。
- (43) dharma 文献に見られる varṇa の上昇・下降の記述の意味することについては, see P. V. Kane, op. cit., pp. 65-66.
- (44) See also Baudh. 1.16.13-15.
- (45) Manu-smṛti の varṇa 体制論については, 渡瀬信之『マヌ法典』中公新書, 1990, 第一章参照。